

岐阜県公報

号 外 (二) 令 和 六 年 十 二 月 二 十 四 日

目 次

規 則

○知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

(建築指導課)

一

告 示

○宅地造成等工事規制区域等の指定

(建築指導課)

一

○都市建築部建築指導課で使用する岐阜県知事印に関する告示の一部改正

(同)

二

規 則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則(平成十二年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表十の項及び十一の項を次のように改める。

十及び十一 削除

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第五百十五号

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十二号)第十条第一項及び

第二十六条第一項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和六年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 区域の表示

次の図のとおり

二 指定年月日

令和七年四月一日

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県都市建設部建築指導課及び各建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百十六号

都市建設部建築指導課で使用する岐阜県知事印に関する告示(平成十八年岐阜県告示
第二百四十一号)の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和六年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一中「昭和二十五年法律第二百一号」の下に「宅地造成及び特定盛土等規制法
(昭和三十六年法律第九十一号)」を加える。

令和六年十二月二十四日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三十一 岐阜文芸社